

一関市議会 議会運営委員会 記録

会議年月日	令和6年2月13日(火)			
会議時間	開会	午前10時59分	閉会	午前11時33分
場 所	第1委員会室			
出席委員	委員長 佐藤 浩		副委員長 岩 渕 優	
	委員 岡田 もとみ		委員 千田 恭平	
	委員 千葉 大作		委員 小野寺 道雄	
委員外議員	議長 勝浦 伸行		副議長 千葉 幸男	
	議員 武田 ユキ子			
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	三浦事務局長、細川事務局次長兼庶務係長、熊谷局長補佐 兼調査係長、栃澤局長補佐兼議事係長			
出席説明員				
本日の会議に付した事件	議会改革について (1) 一関市議会会議規則等の改正について (2) 一関市議会の個人情報の保護に関する条例の改正について (3) 議会モニターからの意見の取扱いについて			
議事の経過	別紙のとおり			

# 議会運営委員会記録

令和6年2月13日

( 午前11時00分 開会 )

委員長 : ただいまの出席委員は6名であります。

全員の出席ですので、これより議会運営委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりです。

初めに、一関市議会会議規則等の改正についてを議題といたします。

地方自治法の改正などに伴い、所要の見直しを行おうとするものであります。

事務局より説明させます。

熊谷書記。

熊谷書記 : それでは、会議規則、委員会条例などの改正について、説明をさせていただきます。

まず、今回の改正の背景、理由についてでございますけれども、大きく3点ございます。

まず1つ目が地方自治法の改正によるものでございます。

地方自治法上の地方議会に係る手続で、書面で行うことが求められていた手続がオンライン、つまりインターネット回線を使っても行うことができるように法律が改正になりまして、今年の4月から施行になります。

具体的には、住民からの請願の提出や国への意見書の送付などがございます。

これが1つ目の改正内容で、今回の改正の大きなポイントになります。

2つ目は、標準市議会会議規則等の見直しによるものでございます。

標準市議会会議規則等は全国市議会議長会におきまして作成しているもので、これを参考にして、各地方議会のほうでも各会議規則等を作成しているところでございます。

今回、文言の修正や社会情勢等に照らして改正が妥当とした内容での見直しがありましたので、本市議会の規定も同じく見直してはどうかという内容でございます。

これが2つ目の改正内容です。

3つ目ですけれども、その他ということで、現状での実際の対応などに合わせまして、規定を見直すものでございます。

傍聴者の水分補給であったり、昨年中に協議、決定いただきました政策検討会議の設置などについて規定を定めるものでございます。

以上3点の背景、理由からの改正になります。

2の改正対象となる例規ですけれども、会議規則、委員会条例、傍聴規則、広報発行規定でございます。

会議規則と委員会条例につきましては、議決が必要となるものでございます。

改正時期の案ですけれども、(1)の会議規則、委員会条例の改正につきましては、地方自治法の施行に合わせまして、2月通常会議へ上程してはどうかという案でございますし、傍聴規則、広報発行規定につきましては、内部での決裁が整い次第改正するという

案でございます。

それでは、具体的な改正箇所について説明をさせていただきます。

タブレットの資料を御覧いただきたいと思います。

具体的な改正内容についてポイントを絞って、特に運用が変わる部分などについて説明いたします。

タブレット上の資料では朱書きした部分が改正箇所になります。

まず1ページ中段、9条、会議時間ですけれども、改正前は議長が必要と認めるときは会議時間を変更することができるとしておりましたが、改正後は会議時間中の対応と会議時間以外での対応について区分けをして規定したものでございます。

標準会議規則の変更に合わせての改正であります。

2ページを御覧いただきたいと思います。

2ページ、事件の撤回または訂正及び動議の撤回というところでございます。

ここも標準会議規則に合わせての改正ということで、承認という文言を許可に変えております。

許可と承認の意味づけについては記載のとおりでございます。

ここも実際、運用には大きな変更はないところでございます。

以降、文言の整理が主な内容でございますので、少し飛びまして10ページを御覧いただきたいと思います。

10ページ、議員の請願の紹介を取り消す場合についての規定でございます。

今まではこの規定はなかったのですけれども、今回、標準会議規則の改正に合わせて追加をしたところです。

議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならないという規定を追加するものでございます。

それから、同じページの中段、143条、請願の審査報告でございます。

ここにつきましては、現在は請願の審査結果に意見を付して議長に報告することとなっておりますが、改正案では委員会が必要と認める場合に意見を付することができるものとしたところでございます。

これも標準会議規則に合わせるものですが、本市議会でも実際これまでに意見を付していない審査報告もありましたので、実際の運用に合わせて今回見直しをしております。

11ページを御覧いただきたいと思います。

152条のところです。

携帯品ですけれども、改正前の外套、襟巻という文言を、それぞれコート、マフラーに改正しておりますし、つえにつきましては今回の改正から外すものであります。

これも標準会議規則の変更に合わせた改正となります。

それから下段ですけれども、165条、協議または調整を行う場についての規定ですが、別表、15ページを御覧いただきたいと思います。

現在、改正前につきましては、議員全員協議会のほかにICT活用推進プロジェクトチ

ームの規定がありますけれども、実際チームの活動は終了しておりましたので、今回これを削除して新たに右側になります。昨年決定いただいておりました政策検討会議を加えようとするものでございます。

構成員につきましては議員全員、招集権者は議長でございます。

12ページのところにお戻りいただきたいと思っております。

12ページ、第9章の補則でございます。

ここには電子情報処理組織による通知等ということで、第166条の2は13ページまで続いておりましたが、これが今回の地方自治法の改正によるもので、オンライン手続に関する規定ということになります。

条文ですので、若干難しい表現、記載になっておりましたが、要するにこれまで書面で提出していただいていたものをデータとして、例えば電子メールなどで提出することができるようにするものでございます。

具体的な手続については、議長が定めるものという規定になっております。

以上が会議規則の主な改正内容でございます。

なお、説明を省略したところにつきましては、主に字句等の整理になります。

次に16ページからを御覧いただきたいと思っております。

16ページと17ページにつきましては、委員会条例の改正の中身になっております。

委員会条例の改正につきましてもオンライン手続を可能とするという変更が主な内容となっております。

同じように朱書きのところが改正箇所になっております。

続きまして、18ページを御覧いただきたいと思っております。

18ページは、傍聴規則についてであります。

傍聴規則の第7条、傍聴人の遵守事項の規定でございますけれども、先ほどの会議規則と同じように、外套という言葉にコートに、それから襟巻という言葉にマフラーに改正しております。

それから、(5)の飲食のところですが、これまでは一切認めていない内容でしたが、昨年からは体調管理のための水分補給を可としておりましたので、これに合わせて条文を見直すものでございます。

最後に19ページ、広報発行規定のところでございます。

こちらは文言の修正でございます。

定例会という表現は通常会議、臨時会は臨時会議、それから最後、編集のところですが、特別委員会となっているものを常任委員会化しておりましたので、広聴広報委員会ということで文言を現状に合わせた改正としております。

こちらについては、事務局のチェック漏れで文言の修正が遅れてしまったということでございます。

大変申し訳ございませんでした。

以上、4件の例規の改正内容について、説明を終わります。

よろしく申し上げます。

委員長 : これより質疑及び意見交換を行います。

ここで、特に委員外議員からの発言を許したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、委員外議員の発言を受けます。  
武田議員。

武田議員 : ありがとうございます。

議場に持ち込んではいけないものについてですけれども、これまでずっと携帯電話については持ち込まないことにしようということで、何度も注意をしてきたという経過がありますが、これの取扱いはどうなっていますか。

ここに載っていないですよ。

委員長 : 休憩します。

( 休憩 11 : 13～11 : 23 )

委員長 : 再開します。

武田議員からの御発言についてですが、今回はあくまでも全国市議会議長会の改正例を踏まえた対応でございますので、今回の改正についてはこのとおりとし、議場への持ち込み等については前の議会改革で改正した経過がありますので、各議員に携行品等についての内容の資料は再度送りますので、それで確認するというにしたいと思いますが、そういうことでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 : ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、質疑、意見交換を終わります。

それでは、会議規則及び委員会条例の改正については、資料の内容のとおりとし、2月通常会議の最終日に発委として、会議規則の一部を改正する規則の制定及び委員会条例の一部を改正する条例を提案することといたします。

また、傍聴規則及び議会広報発行規程については、議長決裁により決定となるものがありますので、本委員会での意見等を議長に申し伝えることといたします。

このように進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決しました。

なお、ただいま決定した条例及び規則の一部改正について、誤字、脱字、その他の整理を要するものがある場合は、その整理を正副委員長に御一任願います。

以上で一関市議会会議規則等の改正についての協議を終わります。

次に、一関市議会の個人情報の保護に関する条例の改正についてを議題といたします。

これにつきましては、刑法の改正などに伴う対応であります。

事務局より説明させます。

熊谷書記。

熊谷書記：一関市議会の個人情報の保護に関する条例につきましては、昨年3月に議決をし、4月から施行となっておりますが、この条例には罰則規定が定められているところであります。

この関連で、令和5年に刑法などが改正になりまして、懲役と禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設となりましたので、条例中の罰則規定の文言を改正する必要があるというものでございます。

具体的な手続ですけれども、決まり切った内容ではありますが、罰則規定でありますので、まずは検察庁との協議が必要になります。

議会運営委員会の中で了承いただければ、早速、検察庁との事前協議に入りたいと思っております。

協議が整いましたらば、条例改正案を議会に提出して審議いただくという流れになります。

なお、刑法等も法律の施行日がまだ確定しておりませんので、法律の施行日の決定を見ながら、しかるべき時期に議会へ提案いただくということになります。

その際は改めて議会運営委員会の中で御協議願います。

具体的な条文の改正案でございますが、タブレットの資料を御覧いただきたいと思います。

先ほど申しましたとおり、条文中の懲役という言葉を拘禁刑に変えただけの修正となります。

御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

委員長：これより、質疑、意見交換を行います。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、一関市議会の個人情報の保護に関する条例の改正については条例中の罰則規定の変更に関して、検察庁との事前協議を進めたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決定しました。

なお、検察庁との協議が整った後、刑法の施行日の確定状況を踏まえ、適時、議会への提案を行いたいと思います。

提案をする際には、改めて議会運営委員会において御確認いただきたいと思います。

以上で、一関市議会の個人情報の保護に関する条例の改正についての協議を終わります。

次に、議会モニターからの意見の取扱いについてを議題といたします。

これにつきましては、広聴広報委員会から当委員会に対し、検討するよう依頼があったものであります。

内容について、事務局より説明させます。

熊谷書記。

熊谷書記：それでは、議会モニターからの意見についてでありますけれども、議会モニターからは随時意見や提言を受け付けているほか、議会モニターの方々と直接意見交換する場を年2回設けまして、広聴広報委員会の委員が、議会モニターのお話を伺っているというところがございます。

意見、提言につきましては、定期的に全議員にも周知しているというところがございます。

今回、広聴広報委員会におきまして、これまで議会モニターからいただいた意見、提言の中で、議会としても調査、検討が必要だと思われるものを選定したところであります。議会運営に係るものについては議会運営委員会で検討いただきたいという依頼があったものでございます。

具体的には、資料一覧表のとおりでございまして、全部で8項目でございます。

これらの意見につきましては、下に記載のあるとおり①から④までの区分によりまして対応方針をまとめていただき、さらには、その判断に至った理由を付けて広聴広報委員会に提出していただきたいという内容の依頼でございました。

広聴広報委員会では、議会運営委員会での検討結果を取りまとめまして、3月末に開催予定のモニターとの意見交換会の中でモニターにお示ししたいという意向でありますので、御協議、検討をよろしくお願いしたいという内容でございます。

説明は以上でございます。

委員長：この件につきましては、本日は内容の説明にとどめ、次回までに正副委員長で対応方針のたたき台を作成しますので、それを基に次回以降の委員会で協議したいと思います。さよう進めることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：異議ありませんので、さよう決定しました。

皆様におかれましては、各会派等にお持ち帰りいただき、会派等の中でも御検討いた

だきたいと思います。

なお、意見や質問事項がありましたら、今月末までに事務局に報告願います。

なお、提出の様式については任意でありますので、御意見等はその都度、事務局のほうに提出願いたいと思います。

次に、その他に入ります。

皆様から何かございますか。

千葉委員。

千葉委員：今の議会モニターからの意見の中で、言っている意味が分からないので確認したいと思います。

一番上の壇上質問と再質問の場所是一緒の場所、自席で行ってはどうかという提案と  
いうか意見なのだが、この言わんとするところはということなのですか。

熊谷書記。

熊谷書記：この一番上の壇上質問というのは、一般質問のことを言っているようです。

一般質問を1回目は壇上から発言していただくのですが、それすらも自席で行うこと  
で、時間の短縮であったり、あとは身体的に動きづらい方の対応をイメージして、こう  
いった意見、提言があったというところでございます。

委員長：時間がかかる部分を省略できないかということではないかと思えます。

議会モニターへの回答については、正副委員長のほうでたたき台をつくりましますけれど  
も、その際には説明も改めてしたいと思います。

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で予定した案件の協議を終わります。

なお、次回の議会改革に係る議会運営委員会の開催日は、3月13日に開催する予定で  
ありますので、後日、通知いたしますので、よろしく申し上げます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

( 午前11時33分 終了 )